

## 別表（特別養護老人ホーム香照苑利用料金表）

令和元年 10月 1日

### 1. 施設利用料金（介護保険被保険者＝入所者）

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	629円/日	1,258円/日	1,886円/日
要介護2	706円/日	1,412円/日	2,118円/日
要介護3	785円/日	1,570円/日	2,355円/日
要介護4	861円/日	1,722円/日	2,583円/日
要介護5	936円/日	1,872円/日	2,808円/日

注) 上記金額は、国が定める地域区分単価（1単位＝10.14円）及び処遇改善加算（加算率 8.3%）・（新）特定処遇改善加算（加算率 2.7%）を乗じた金額です。

### 2. 食費・居住費

	食費	居住費	
		従来型多床室	従来型個室
第1段階	300円/日	負担なし	320円/日
第2段階	390円/日	370円/日	420円/日
第3段階	650円/日	370円/日	820円/日
第4段階	1,630円/日	855円/日	1,171円/日

### 3. 加算

加算名	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算（入所日から30日以内）	34円/日	67円/日	101円/日
サービス提供体制加算（Ⅰ）イ	20円/日	39円/日	58円/日
看護体制加算（Ⅰ）ロ	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算（Ⅱ）ロ	10円/日	19円/日	28円/日
夜間職員配置加算（Ⅰ）ロ	15円/日	29円/日	43円/日
栄養ケアマネジメント加算	16円/日	31円/日	46円/日
療養食加算	6円/食	12円/食	18円/食
口腔衛生管理体制加算（月1回）	34円/月	67円/月	101円/月

注) 上記金額は、国が定める地域区分単価（1単位＝10.14円）及び処遇改善加算（加算率 8.3%）・（新）特定処遇改善加算（加算率 2.7%）を乗じた金額です。

※入所者全員でなく、該当者のみに発生する加算もございます。詳しくはお尋ねください。

※介護報酬上に多種加算があり、当施設の人員配置等の体制によって算定できる又は算定できない加算項目の変更があります。加算項目の変更に伴い、入所者様の負担金も変更となります。

### 4. その他かかる費用

- ① 食費 朝食：330円 昼食：650円 夕食：650円
- ② 理美容費 調髪・顔剃り：2,200円
- ③ 貴重品管理 2,000円/月
- ④ コピー代 20円/枚
- ⑤ 貸しテレビ 100円/日

※上記の他、レクリエーションにかかる費用や医療機関への受診費用は、自己負担となります。

## 国が定める利用者負担限度額段階（第1～第4段階）について

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の設定を受けるには、利用者本人（あるいは代理人の方）が、本人の住所地の市町村に申請し市町村より「介護保険負担限度額認定書」を受ける必要があります。  
この利用者負担段階については、施設の方で判断し決定することはできません。
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかに介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>・ 生活保護受給者</li> <li>・ 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が市町村税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方</li> <li>・ 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が市町村税非課税で、利用者が第2段階以外の方</li> <li>・ 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。</li> </ul>
第4段階	課税世帯で、第1～第3段階に属さない方

## 利用者負担割合の要件

利用者負担割合				
要介護認定を受けている 第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の年金収入＋その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割	

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者の方は一律1割負担です。